

令和7年度 宇和島市副食費負担額について

副食費負担額決定の切り替え時期

副食費負担額は市町村民税額に基づき決定します。

また、毎年9月分からは副食費負担額決定の切り替え時期になります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和6年度）の市町村民税額 に基づく副食費負担額						当年度（令和7年度）の市町村民税額 に基づく副食費負担額					

※市町村民税は1月1日現在に住所のある市町村において、前年中の所得に対して計算されます。宇和島市に転入された方は、利用時期によって、副食費負担額決定に必要な市町村民税額の確認書類を提出して頂く場合があります。提出が必要な方には別途ご連絡いたします。

【主として確認書類の提出が必要となる可能性のある方】

4～8月分副食費負担額算定時：令和6年1月2日以降に宇和島市に転入された方

9～3月分副食費負担額算定時：令和7年1月2日以降に宇和島市に転入された方

副食費負担額と階層

宇和島市の副食費負担額は、国の基準に従って毎年決定しています。今年度の階層と副食費負担額は裏面のとおりです。

副食費負担額の決定

副食費負担額は、世帯の市町村民税額を副食費負担額表にあてはめたうえで、世帯状況等によって決定します。修正申告や世帯構成の変更等があった場合は速やかに子ども家庭課子ども育成係まで申し出をお願いします。

副食費負担額(公立分)の口座引き落とし

口座引き落とし日は翌月末とし、月末が土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日（例 7月分は8月31日が日曜日のため、9月1日(月)引き落とし）になります。口座引き落とし日前に残高の確認をお願いします。副食費負担額は、施設での給食の実施に必要です。毎月指定する期日までに納付してください。

※ 11月分は12月25日(木)です。

※私立施設の副食費負担額は各施設での徴収となります。

問合せ先

宇和島市 保健福祉部 子ども家庭課 子ども育成係

TEL：24-1111（内線2145）

令和 7 年度 副食費負担額表

(※階層区分認定の基礎となる課税額については、利用者負担額（保育料）の課税額算定に準じます。)

教育認定					
階層		1 号認定			
		私立		市立	
		幼稚園	認定こども園	幼稚園	認定こども園
		満 3 歳以上児		満 3 歳以上児	
1	生活保護世帯等	減免	減免	減免	減免
2	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)	減免	減免	減免	減免
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	減免	減免	減免	減免
4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	施設提示額	施設提示額	施設提示額	施設提示額
5	市町村民税所得割課税額 211,200円超	施設提示額	施設提示額	施設提示額	施設提示額

(注) この料金には主食費(お米・パン代)は含まれていません。主食費については、利用する園へお問い合わせください。
給食費(主食費・副食費)は、利用する園へお支払いください。

(備考) 減免の取扱いについて

4・5階層に該当する教育認定子どもについて、幼稚園年少(満3歳を含む)から小学3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に3人目以降にあたる場合は、副食費は減免となりますので支払う必要はありません。

1・2・3階層に該当する教育認定子どもについて、保護者の所得に関する修正申告等により、市民税額が更正されたため、4・5階層となり減免対象でなくなった場合は、市民税更正があった日の属する月の翌月から副食費を実費徴収しますので支払う必要があります。一方、4・5階層から1・2・3階層へ更正があった場合の副食費減免を開始する月についても、更正があった日の属する月の翌月からとなります。

保育認定					
階層				2 号認定	
				認定こども園・保育所	
				標準時間	短時間
				3歳以上児	
A	生活保護世帯等			減免	減免
B	市町村民税非課税世帯			減免	減免
C	1	市町村民税非課税世帯のうち均等割課税世帯		減免	減免
	2	市町村民税所得割額 48,600円未満		減免	減免
D	1	市町村民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満		減免	減免
	2	市町村民税所得割額 57,700円以上 64,700円未満	一般世帯	月4,700円※	月4,700円※
			要保護世帯	減免	減免
	3	市町村民税所得割額 64,700円以上 77,101円未満	一般世帯	月4,700円※	月4,700円※
			要保護世帯	減免	減免
	4	市町村民税所得割額77,101円以上 80,800円未満		月4,700円※	月4,700円※
	5	" 80,800円以上 97,000円未満		月4,700円※	月4,700円※
	6	" 97,000円以上 121,000円未満		月4,700円※	月4,700円※
	7	" 121,000円以上 145,000円未満		月4,700円※	月4,700円※
	8	" 145,000円以上 169,000円未満		月4,700円※	月4,700円※
	9	" 169,000円以上 235,000円未満		月4,700円※	月4,700円※
	10	" 235,000円以上 301,000円未満		月4,700円※	月4,700円※
	11	" 301,000円以上 397,000円未満		月4,700円※	月4,700円※
	12	" 397,000円以上		月4,700円※	月4,700円※

(注) この料金には主食費(お米・パン代)は含まれていません。主食費については、利用する園へお問い合わせください。
給食費(主食費・副食費)は、利用する園へお支払いください。

(備考) 減免の取扱いについて

D-2(一般世帯)・D-3(一般世帯)・D-4~12に該当する保育認定子どもについて、小学校就学前の範囲で、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に3人目以降にあたる場合は、副食費は減免となりますので支払う必要はありません。

A・B・C・D-1・D-2(要保護世帯)・D-3(要保護世帯)に該当する保育認定子どもについて、保護者の所得に関する修正申告等により、市民税額が更正されたため、その他の階層となり減免対象でなくなった場合は、市民税更正があった日の属する月の翌月から副食費を実費徴収しますので支払う必要があります。一方、D-2(一般世帯)・D-3(一般世帯)・D-4~12階層からその他の階層へ更正があった場合の副食費減免を開始する月についても、更正があった日の属する月の翌月からとなります。

土曜日を利用し給食の提供を受けた場合について

上記の表の金額(※)は、毎月お支払いいただく副食費(おかず代等)の基本料金であり、土曜日利用分は含まれていません。土曜日を利用し給食の提供を受けた場合は、上記基本料金に加えて、1食あたり235円が追加で必要ですのでご注意ください。